

# 山形県被災建築物

第 9 号

平成18年 1月10日

# 応急危険度判定 ○ Q 通信

## 福岡県西方沖地震の概要

平成17年3月20日（日）午前10時53分ごろ、福岡県西方沖（福岡市の北西約30km）を震源とする地震が発生しました。震源の深さは9km、地震の規模はマグニチュード（M）7.0と推定されています。この地震により、福岡市中央区、東区と福岡県前原市、佐賀県みやき町で震度6弱を観測したほか、九州地方から関東地方にかけて震度5強～震度1の揺れが観測されました。

さらに、本震から1ヶ月を経過した4月20日（水）午前6時11分ごろ、福岡市東区志賀島の沖合でマグニチュード（M）5.8の地震が発生しました。震源が福岡市に近かったため、福岡市中央区、博多区、南区、早良区、福岡県春日市、新宮町、碓井町で震度5強の揺れを観測し、新たな被害も発生しました。

今回の地震による人的被害は1,088人であり、このうち福岡県での被害は、死者1名（福岡市博多区、ブロック塀倒壊によるもの）、重傷者81名、軽傷者992名の計1,074名。

建物被害では、福岡県下の9,285棟の住居で被害が発生し、その被害は福岡市及び前原市周辺に集中しました。特に震源に近い玄界島（福岡市西区）では、住居数258棟のうち、214棟が被災しました。

被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。  
また、判定活動に従事されました皆様にお礼申し上げます。

そのうち、全壊家屋が5割、半壊が3割を占めています。また震源から10km～15kmの範囲にある西区西浦や東区志賀島でも家屋の被害が多く発生しています。被災建築物応急危険度判定については、地震が発生した3月20日より県内判定士により実施しており、福岡市をはじめ、春日市、前原市、古賀市、宇美町、新宮町及び志摩町の県内8市町において、計3,102棟の建築物の応急危険度判定を実施しました。

なお、応急危険度判定は、最大震度6弱の本震が発生した3月20日から同月31日までと、最大震度5強の余震が発生した4月20日から4月26日までの計2回にわたり実施し、その概要は次のとおりです。

地震名	福岡県西方沖地震 平成17年3月20日
実施主体	福岡県、福岡市、前原市、古賀市、新宮町、須恵町、志摩町、宇美町、玄海島
判定地区	福岡市、春日市、前原市、古賀市、新宮町、須恵町、志摩町、宇美町、玄海島
判定対象建築物	住宅
判定期間	平成17年3月20日～3月31日 平成17年4月20日～4月26日
判定棟数	3,148棟
判定人数	444人（延人数）
判定結果	危険 517件 要注意 1,131件 調査済 1,500件
備考	判定棟数3,148棟には、余震後に再判定した棟数の46棟が含まれています。

問い合わせ先 : 山形県土木部建築住宅課

TEL. 023-630-2433

FAX. 023-630-2639

発行／全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

### 福岡県西方沖地震の

#### 被災建築物応急危険度判定士派遣活動レポート

福岡市建築局指導部監察指導課

監察第1・2係

本市の災害対策本部の一部である応急危険度判定本部の震災時の活動を報告します。

平成17年3月20日10時53分頃、福岡県西方沖地震が発生しました。その日は日曜日でしたが「福岡市地域防災計画」の中で震度5弱以上の地震が発生した時、職員は自主登庁と定められ、公共交通機関が機能しない中、様々な方法で自主登庁しました。

判定本部では災害対策本部等からの情報により玄界島の被害が大きいと確認しましたので14時32分頃、市庁舎の近隣建物のヘリポートから玄界島へ、登庁している職員の応急危険度判定士4名を本市消防局のヘリコプターで搬送しました。このように迅速な対応が出来たのは本市で策定している「福岡市地域防災計画」で応急危険度判定の本部が担当課に設置され、防災対策本部の一部として効率よく機能していたからだと思います。

市内の被害の大きな地域の情報は各区役所等から防災対策本部へと集められ、その情報を元に判定士をどの程度どのエリアに送るかを検討すると共に福岡県へ判定士の応援を依頼しました。被害の大きな地域にはまとまった数の判定士を派遣し、その他の地域は市民からの情報等を判定本部で受け付け、その建物へと判定士を派遣することができました。

また、都心部の比較的被害の大きな建物が密集している地域の判定方法については（社）福岡県建築士会福岡支部等、関係5団体の民間ボランティア建築士の協力を得て、応急危険度判定の必要と思われる建物を事前調査により抽出し、応急危険度判定を行いました。この事前調査を行うことにより、応急危険度判定活動がより効率よく行えたと思います。

また、全島避難となっていた玄界島の人々への被害状況の周知方法として、応急危険度判定結果を住宅地図上に表示し、避難先に掲示しました。このことで島民の不安を少しは和らげることが出来たのではないのでしょうか。

市民からの問い合わせ等で「応急危険度判定」の判定（危険、要注意、調査済）と「被害認定」に基づく判定（全壊、半壊、一部損壊）を混同する問い合わせが多くありました。前者についてはご承知のとおりですが、後者については、被災証明書等を発行するための被害調査の基準として活用され、義援金の支給等の判断材料となるなど各種支援策と密接に関連しており、被災者が受けることのできる支援策に大きな差があるので詳しい説明等、慎重に対応の必要がありました。

このように、判定作業ばかりでなく被災者への対応についても十分に注意することが必要だと感じました。

### 0Q クイズ1

この木造建築物の壁の被害についての被災度は？  
Aランク？ Bランク？ Cランク？



答えは最終ページ

# 地震被災後の建築物の判定

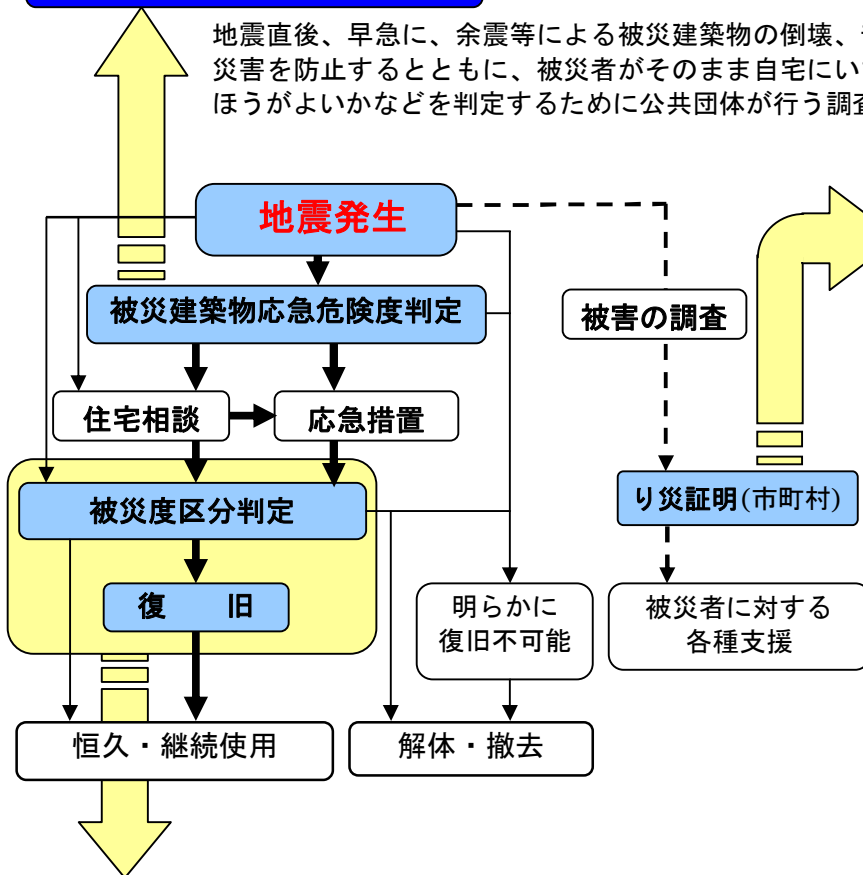
地震被災後の建築物の判定には3種類あります。

- ①被災建築物応急危険度判定（地震直後できるだけ早急に実施）
- ②被災度区分判定（地震後、建築物の復旧対策検討のために実施）
- ③り災証明（地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

## ①被災建築物応急危険度判定

（地震直後に二次災害防止のため）

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査です。



## ③り災証明

（家屋の財産的被害程度の認定のため）

り災証明は、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長が証明するものです。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするものです。

詳しくは、市町村役場へお問合せ下さい。

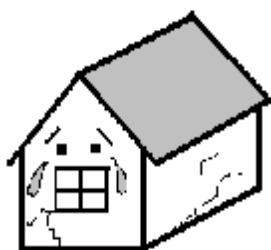
## ②被災度区分判定と復旧

（応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため）

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。

※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。

詳しくは、市町村役場へお問合せ下さい。



被災者

判定及び復旧計画  
作成の依頼



被災度区分判定  
復旧設計・工事



建築士事務所等

被災度区分判定は所定の講習会を受けた建築士事務所などの専門の技術者が行います。

## Q & A コーナー

<p><b>Q 3 6</b>          屋内については、判定の対象外になるのでしょうか。また対象になる場合、外観の被害は少ないが内部の天井落下や壁に多数の亀裂が入っていた場合、ランクはどのように判定するのでしょうか。</p>	<p><b>A 3 6</b>          判定はまず外観で行い、危険と判定されれば、判定士の2次被害を避ける為、屋内を判定する必要はありません。そして外観で被害が確認されない建築物でも、内部に顕著な構造被害等がある場合もありますので、内部の被害も確認することが望まれます。このときは、外部と内部の被害の大きい方で、判定を行うこととなります。ただし、判定対象建築物が多数に及ぶなどの事情から、災害対策本部から外観のみの判定を指示される場合もありますので、その場合は災害対策本部の指示に従ってください。</p>
<p><b>Q 3 7</b>          判定を行う対象建築物の用途の違い、例えば避難所であるか一般住宅や事務所であるかなどの違いで、判定の基準は異なりますか。</p>	<p><b>A 3 7</b>          判定の基準は、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造等、建築物の構造ごとに設定されています。用途による判定方法の違いはありません。</p>
<p><b>Q 3 8</b>          「被災建築物応急危険度判定士」として認定を受けている方が、「被災宅地危険度判定」を行うことはできますか。</p>	<p><b>A 3 8</b>          これらは異なる基準による判定であるため、被災宅地危険度判定士として認定を受けていない方はできません。「被災宅地危険度判定」を行うためには、都道府県知事等が行う被災宅地危険度判定講習会を受け、被災宅地危険度判定士として登録を受ける必要があります。</p>
<p><b>Q 3 9</b>          「被災建築物応急危険度判定士」として認定を受けた後、更新等は必要でしょうか。</p>	<p><b>A 3 9</b>          認定されている都道府県によって異なりますが、概ね5年ごとに更新手続きが必要となります。講習会の再受講が必要な場合などもありますので、手続きが不明な場合は認定を受けられた都道府県にお問合せ頂き、ぜひ更新手続きをとって頂きますようお願いします。</p>
<p><b>Q 4 0</b>          「被災建築物応急危険度判定士」になるためには、なにか資格が必要でしょうか。</p>	<p><b>A 4 0</b>          判定士は、各都道府県実施の講習会を受講のうえ、基本的に建築士の資格（1級・2級・木造建築士）を持っている方が、申請により在住している各都道府県に登録されることとなります。</p>

## 山形県からの情報コーナー

<全国版は（財）日本建築防災協会HPに掲載しています>

○ 平成17年3月20日（日）に福岡県西方地震が発生。8月16日（火）に宮城県沖地震が発生。いずれも山形県に対して応急危険度判定の要請はありませんでした。

全国協議会では、昨年の新潟県中越地震において実施された大規模な応急危険度判定活動の結果を踏まえ、課題の検討を行い現在、判定マニュアルの見直し作業を進めています。

この度も全国協議会から「新潟県中越地震における被災建築物応急危険度判定の記録」が発刊され、判定活動等に携わった方々の報告や名簿も添えられており、新潟県中越地震の教訓が生かされればと思います。

○ 山形県に登録している被災建築物応急危険度判定士は1,300名（平成16年度末現在）です。山形盆地断層帯等を震源とする地震被害想定を考え、今後1,500名体制を目標にしていきます。全国の登録者数は、99,493名で新規登録者の減少、更新対象者の未更新の増加が見られるようです。山形県では未更新者が増加しないように更新時期をお知らせしたり、負担のかかる更新時講習を実施しないでいきます。

一人一人の専門技術者として誇りを持ち、応急危険判定活動に積極的に参加していただきたいと思います。

### 0Qクイズの答え

クイズ1の答え：**Bランク** 湿式壁（モルタル壁）で大きな剥落であり、Bランクとなります。さらに、躯体の損傷が明瞭であればCランクとなります。